

JBIC/NEXIによる原発指針に関する るNGO提言

国際環境NGO FoE Japan

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

原子力資料情報室

原子力規制を監視する市民の会

協力:プラント技術者の会

提言の骨子

1. 提言の背景・経緯
2. 政府による「安全配慮等確認」は名ばかり
3. JBIC/NEXIによる原発指針への提言
 - (1) 原則
 - (2) 指針の範囲
 - (3) 除外地域
 - (4) 融資前の安全配慮確認
 - (5) 情報公開と住民協議
 - (6) 意思決定への反映
 - (7) モニタリング
 - (8) 第三者機関の設置
 - (9) 異議申し立て

私たちが原発輸出に反対する理由①

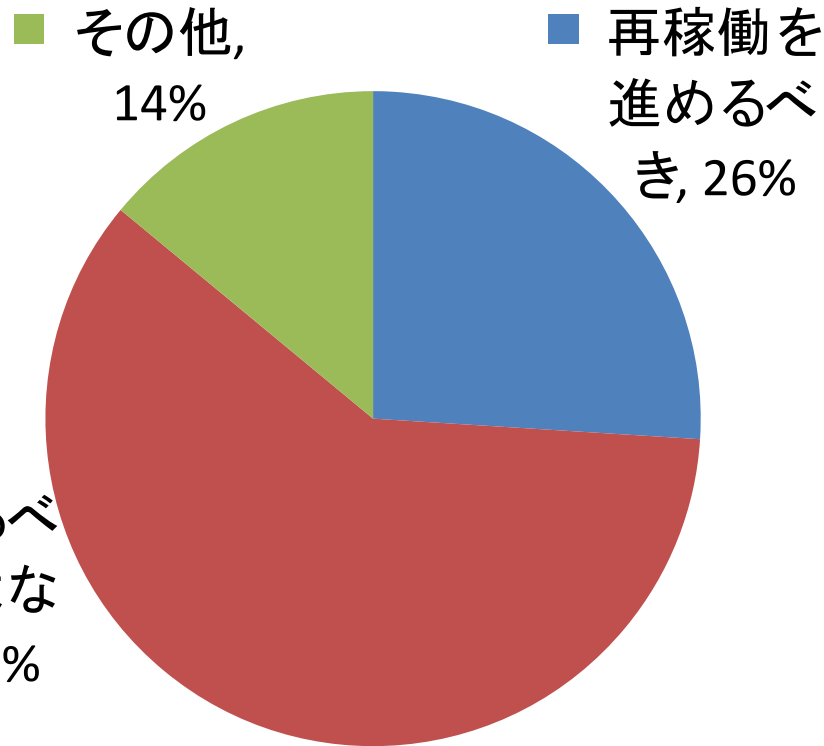
- 日本が経験した福島原発事故の甚大な被害。大量の放射性物質が拡散し、多くの人たちが故郷を失って苦しんでいる状況である。国土が汚染され、美しい自然とそこに生きる人たちの暮らし、甚大な国富が失われた。収束までには長い年月がかかる。しかも事故原因の究明は完了していない。かかる状況で原発輸出を行うことは倫理的にもゆるされない。

私たちが原発輸出に反対する理由②

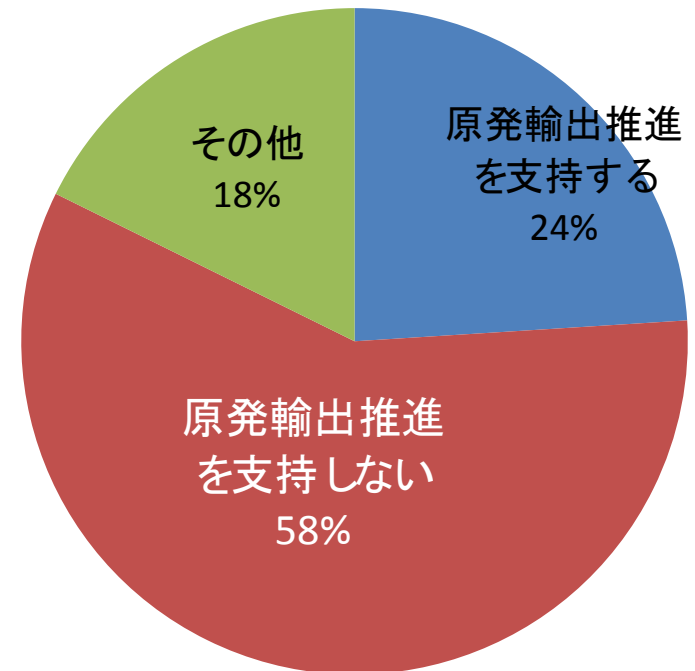
- 被ばく労働や放射性廃棄物の処分など原発が抱える解決しえない問題
- 移転された核物質・技術などの転用リスク、テロ・紛争時に標的になるリスク。
- 民主主義の理念と相容れない。また、反対を唱える住民に対する弾圧が行われる場合もある。
- 大規模集中的な発電であり、巨大な利権をもたらす原子力産業の存在は、より小規模で分散型な発電システムの機会を損ね、むしろ貧富の格差を生みかねない。

多くの国民は、脱原発を望んでいる

再稼働に関する意見



原発輸出に関する意見

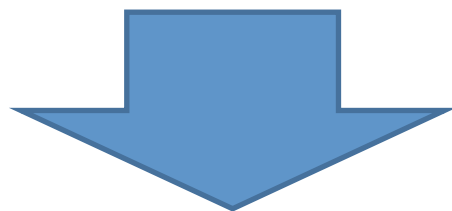


(日経新聞 2016年2月29日付)

(時事通信 2013年6月16日付)

そもそも、原発輸出に対して
公的融資・付保を行うべきではない

一方で、実質的な安全確認なしで、
危険な原発輸出が行われることだけ
は避けたい



コンサルテーション会合参加
NGO提言作成へ

NGO提言賛同団体(64団体)

ピースボート、国際環境NGOグリーンピース・ジャパン、ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、特定非営利活動法人アユス仏教国際協力ネットワーク、国際青年環境NGO A SEED JAPAN、福島老朽原発を考える会、特定非営利活動法人WE21ジャパン、特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター(PARC)、関西NGO協議会、怒髪天を衝く会、特定非営利活動法人 AMネット、さよなら玄海原発の会・久留米、被ばく医療を考える会かごしま、緑のハーモニー調布、七番めの星、ベクレルフリー北海道、反原発(反原発労働者行動実行委員会)、神戸国際キリスト教会、(社)神戸国際支縁機構、原発を考える品川の女たち、放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会、ふくしま地球市民発信所、NPO使い捨て時代を考える会、春を呼ぶ会、全石油昭和シェル労働組合、脱原発の日実行委員会、緑の党グリーンズジャパン、No Nukes! 野にゆく会、東日本大震災被災者支援千葉西部ネット、市民自治をめざす1000人の会、JAN (Japanese Against Nuclear) UK、三陸の海を放射能から守る岩手の会、足元から地球温暖化を考える市民ネットたてばやし、所沢「平和都市宣言」実現する会、えねみら・とっとり、脱原発ネット釧路、Sayonara Nukes Berlin、エルザ自然保護の会、特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名、日伊の架橋-朋・アミーチ、資料センター《雪の下の種》、ほっかいどうピーストレード釧路グループ、ドイツ公益社団法人「さよなら原発デュッセルドルフ」Atomkraftfreie Welt-SAYONARA Genpatsu Duesseldorf e.V.、商社九条の会・東京、ODA改革ネットワーク、ODA改革ネットワーク関西、特定非営利活動法人 日本イラク医療支援ネットワーク、WE21ジャパン藤沢、グリーン・アクション、一般社団法人大磯エネシフト、原発メーカー訴訟原告団、放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜、さよなら玄海原発の会・久留米、(株)森と暮らすどんぐり倶楽部、オールターナティブズ、No Nukes! 野にゆく会、太陽光・風力発電トラスト、震災復興プロジェクト・神奈川、虹とみどりの会、緑ふくしま、さようなら柏崎刈羽原発プロジェクト、原発の危険性を考える宝塚の会、原水爆禁止日本国民会議(原水禁)

政府による安全配慮確認は
名ばかり

3・11前の「安全配慮確認」および体制

- ①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること
- ②国際取り決め等を受け入れ、遵守していること

原子力安全
保安院

- ③輸出する機器等の製造者が、品質確保や保守補修および関連研修サービスを適切に行っていくこと

経済産業省製
造産業局産業
機械課

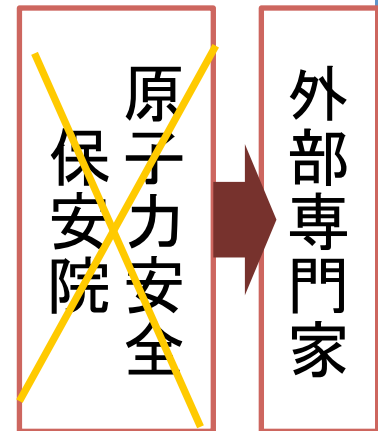
10億円未満は対象外

不合格になった案件は1件もない

3・11後の「安全配慮確認」および体制

内閣府内に「検討会議」

- ①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること
- ②国際取り決め等を受け入れ、遵守していること
- ③輸出する機器等の製造者が、品質確保や保守補修および関連研修サービスを適切に行っていくこと



~~10億円は対象外~~ 15億円未満は対象外

多くの問題点

- 「国際取り決め」には核不拡散条約(NPT)やIAEA保障措置協定、追加議定書が含まれておらず、核不拡散が担保されない。
- 原子力安全条約などの加入や加入意思、IAEAの総合規制評価サービス(IRRS)の受け入れだけでは、実際に安全が担保されない。
- プロジェクトごとに立地の特性などに即した安全配慮確認がなされない。
- 公開は、事後的に「議事要旨」のみ
- インフラシステム輸出戦略を所管する内閣府を中心とする体制では中立性は担保されない。

原子力安全条約

(Convention on Nuclear Safety)

- 締約国に対して、原子力施設に関する「国別報告書 (National Report)」(第5条)の策定およびレビュー会合(第20条)への提出、その検討により指摘・推奨された事項について改善を図ることを求める条約
- 日本も加盟国であり、国別報告書をレビュー会合に提出していたが、福島原発事故を防ぐことはできなかった

IRRS (Integrated Regulatory Review Service ; 総合規制評価サービス)

- IAEA (国際原子力機関) が加盟国に提供するレビュー・サービスのひとつ
- 「IRRS を受けた国は、当該 IRRS の評価に拘束されるものではないが、評価結果やレビューチームとの意見交換を踏まえ、安全規制の更なる高度化や実効性の向上に向けた自主的な取組が期待される」
(原子力安全保安院)
- 義務的なものというよりも、自主的な改善をめざすもの
- 日本は3・11以前からIRRSを受け入れていたが、福島原発事故を防げなかった

JBIC/NEXIによる原発指針への提言

原発事故を二度と引き起こさないこと、
JBIC/NEXIとしてもそのための最大限の努力
を行うことを、「原則」に明記すべき

- 原発事故を国内外で繰り返さないことは、原発に関する意見の如何を問わず、福島原発事故を経験した日本の国是
- 安倍首相は、「福島原発事故を引き起こし、その経験を踏まえた日本の原発は安全」としている。であるのであれば、それについて明確にコミットすべき。
- ひとたび甚大な原子力事故が起これば、広範囲で回復不可能な被害が生じる
- JBIC/NEXIは、少なくとも融資者・付保者の責任において、事故を回避する最大限の努力を行うべき
- 安全性を何にもまして優先すべきであること、たとえそれが国際競争力の低下をもたらすような場合であっても、安全性を優先すべき

原発指針は情報公開のみならず、
安全配慮確認、意思決定への反映、
モニタリング、異議申し立てを含んだ
包括的なものにすべき

- 国の「安全配慮確認」はさまざまな問題があり、穴だらけ。また、事業ごとの特性を踏まえた安全配慮確認にはなっていない。
- JBIC/NEXIは、他のインフラ事業においては、安全配慮確認を行っている。最もリスクが高い原子力事業のみ、安全配慮確認を行わないことは、融資・付保を行う側としての責任を放棄したこととなる。
- 指針に照らした確認の結果を融資・付保の意思決定に反映すること。指針を満たさない案件には支援をしないことを明確にすべき。
- 審査段階で確認したことが、その後の設計や事業実施において満たされていることを確認するためのモニタリングが必要。